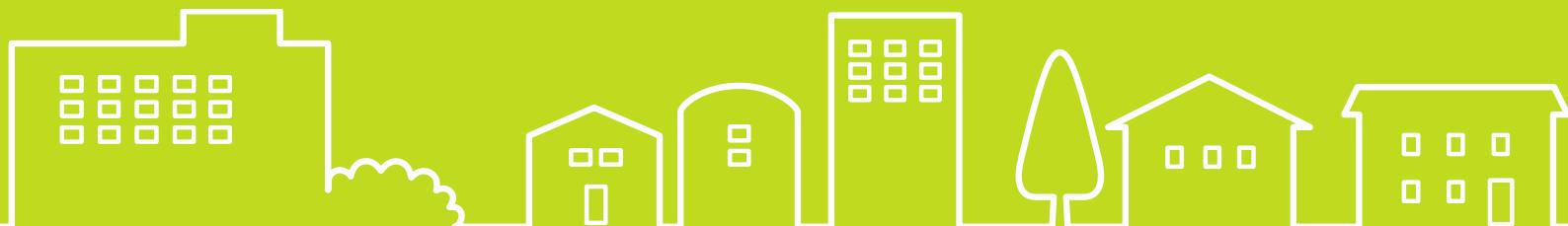


【概要版】



# 第9期守谷市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画・ 守谷市成年後見制度利用促進基本計画

令和6(2024)年3月

守 谷 市

## 計画の策定にあたって

近年、高齢者人口（65歳以上人口）は一貫して増加を続けており、令和5年版高齢社会白書では高齢化率は29.0%となっています。将来的な人口動態で見ると、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となるほか、総人口が徐々に減少し、かつ、現役世代（15歳～64歳）の割合も低下しているなかで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで、要介護認定者が急増する85歳以上人口は令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが予測されています。更に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けては、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加に加え、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれる等、支援を必要とする人がますます増加していくことから、複雑化・複合化した支援が求められています。

そのため、第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（成年後見制度理想促進基本計画）は、令和22（2040）年を見据え、守谷市の介護・医療資源や市民活動等の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に一層取り組むことを目的としています。

## 計画の位置付けと計画の期間

第9期計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

また、茨城県が策定する「第9期いばらき高齢者プラン21」とび「第8次茨城県保健医療計画」との連携を図って策定しています。

なお、第9期計画は、守谷市成年後見制度利用促進基本計画と一体の計画として策定しています。

### 計画の期間

<令和22（2040）年までの見通し>

第8期計画  
2021～2023

第9期計画  
2024～2026

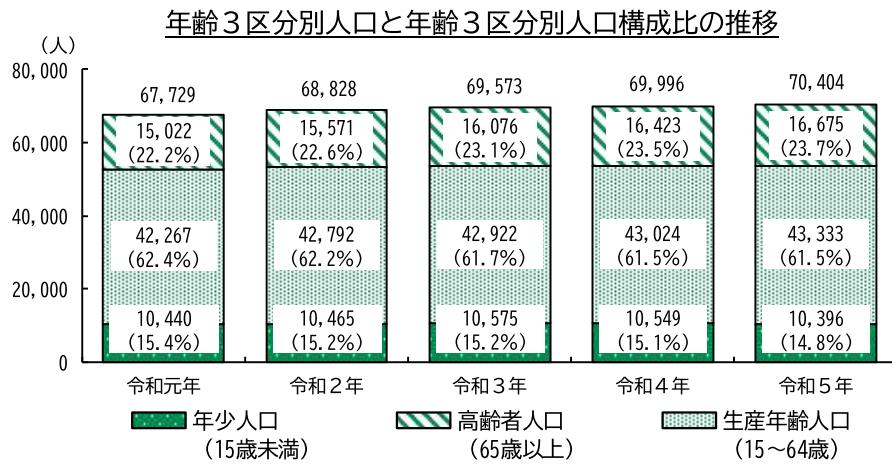
第10期計画  
2027～2029

## 高齢者の現状

## 人口構成の変化

住民基本台帳によると、令和5（2023）年4月1日現在の本市の総人口は70,404人で、増加傾向が続いていることがわかります。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、ほぼ横ばいとなっているものの、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、令和元（2019）年の15,022人と令和5（2023）年の16,675人を比較すると、約1.1倍となっています。

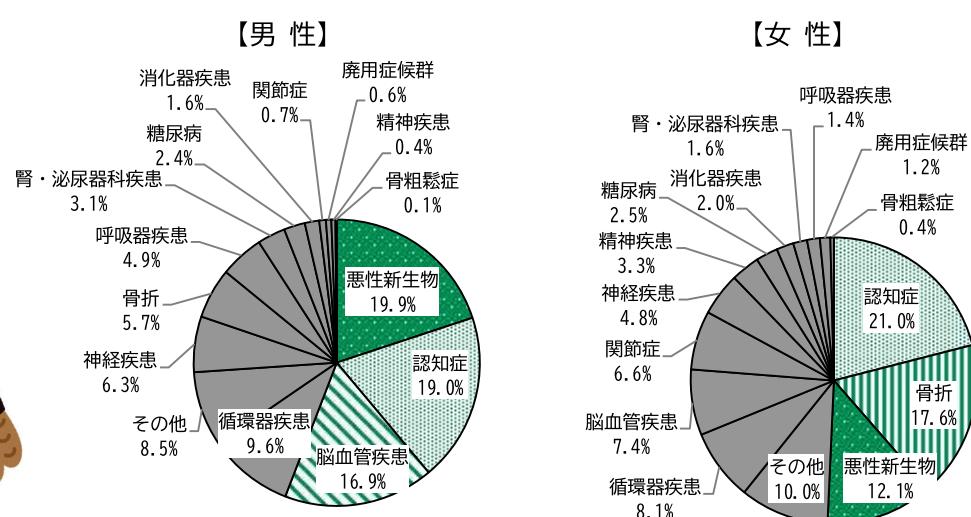


## 要介護状態となった原因疾病

男性では、「悪性新生物（がん）」や「脳血管疾患」が上位となっているため、喫煙や飲酒習慣の見直し、高血圧予防を含めた生活習慣病や重症化予防が必要です。女性では、「骨折」が上位となっていることから、身体機能の低下を防ぐフレイル予防が重要になると考えられます。

また、男女ともに「認知症」が上位となっていることから、認知症の予防を含めた介護予防の取り組みが重要です。

### 新規要支援・要介護認定者疾病割合（性別）



資料：守谷市介護福祉課 介護認定審査会資料（主治医意見書）

## 計画の基本理念

第9期計画の基本理念については、こうした未来の姿を見据え、第8期計画までの基本理念を更に進め、「住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷」として、4つの基本目標を掲げ、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進します。

<b>基本目標</b>	<b>1</b>	<b>基本目標</b>	<b>2</b>
高齢者が元気で自立した生活ができるための支援			
<b>基本目標</b>	<b>3</b>	<b>基本目標</b>	<b>4</b>
高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供			介護保険事業の円滑な実施

## 住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷

### 「介護予防」 重点プロジェクト

第9期計画期間においては、令和7（2025）年に団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、後期高齢者人口が前期高齢者（75歳未満）人口を上回ることが見込まれます。後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者の更なる増加が見込まれることから、認知症対策や介護予防が一層重要となります。

「認知症施策大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症対策を推進していきます。

また、地域の実情に応じた多様な介護予防の取組を強化していきます。

### 「介護予防」 重点プロジェクト

#### （1）認知症対策

- 認知症に対する理解を深めるための普及及び啓発の推進
- 認知症の方が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり
- 家族介護者への支援

#### （2）高齢者を地域で支え合う体制づくり

#### （3）介護予防・フレイル予防の推進



## 01

### 基本目標 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

- (1) 介護予防・フレイル予防の推進
- ・ 介護予防把握事業
  - ・ 介護予防普及啓発事業
  - ・ 地域介護予防活動支援事業
  - ・ 一般介護予防事業評価事業
- (2) 高齢者の健康づくり
- ・ がん検診の実施
  - ・ 健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）の実施
  - ・ 健康教育の実施
- (3) 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進
- ・ シニアクラブ活動
  - ・ サロン活動
  - ・ シルバーリハビリ体操（ぱたか）推進事業
  - ・ シニアボランティアポイント制度

## 02

### 基本目標 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

- (1) 高齢者の生活を支えるサービスの充実
- ・ 緊急通報体制整備事業（緊急通報サービス）
  - ・ 軽度生活援助事業
  - ・ 愛の定期便事業  
(ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業)
  - ・ 地域自立生活支援事業
- (2) 相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供
- ・ 地域包括支援センターによる総合相談
  - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ・ 地域ケア会議の実施
  - ・ 地域包括支援センター事業評価の実施
- (3) 認知症を地域で支える仕組みづくり
- ・ 認知症初期集中支援推進事業
  - ・ 認知症地域支援・ケア向上事業
  - ・ 認知症の発症予防
  - ・ 認知症サポーター等養成事業
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 在宅医療と在宅介護の連携強化
  - ・ 医療・介護関係者の研修
  - ・ 地域住民への普及啓発
- (5) 家族介護者への支援
- ・ 認知症高齢者等SOSネットワーク事業
  - ・ 認知症の方の家族のつどい
  - ・ 介護教室の開催
  - ・ 高齢者介護用品支給事業
- (6) 地域共生社会の推進
- ・ 生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有、話し合いの場の設置）
  - ・ 生活支援コーディネーター機能の充実
  - ・ 地域ケアシステム推進事業

## 03

### 基本目標 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

- (1) 高齢福祉サービスの充実
- ・ 障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続
  - ・ 養護老人ホーム入所措置
- (2) 高齢者の権利擁護のための支援の充実
- ・ 成年後見制度の周知及び利用の促進
  - ・ 権利擁護事業の充実
  - ・ 高齢者虐待の早期発見及び虐待の防止 など
- (3) 安心して暮らせる地域の創出
- ・ パトロール活動の推進と防犯意識の高揚
  - ・ 防犯連絡員の確保
  - ・ 交通事故防止対策の推進
  - ・ 自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実

## 所得段階別 保険料の設定

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は15段階とし、各段階を以下のように設定します。算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

### 介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

所得段階	対象者	保険料率	第9期 保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が市民税非課税の方及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.285 (軽減前 ×0.455)	16,400円 (26,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	×0.485 (軽減前 ×0.685)	27,900円 (39,400円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	×0.685 (軽減前 ×0.69)	39,400円 (39,700円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.90	51,800円
第5段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	×1.00	57,600円 【基準額】
第6段階	市民税本人課税者（前年の合計所得金額120万円未満）	×1.20	69,100円
第7段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額120万円以上210万円未満)	×1.30	74,800円
第8段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額210万円以上320万円未満)	×1.55	89,200円
第9段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額320万円以上500万円未満)	×1.60	92,100円
第10段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額500万円以上700万円未満)	×1.85	106,500円
第11段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額700万円以上850万円未満)	×1.90	109,400円
第12段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額850万円以上1,000万円未満)	×1.95	112,300円
第13段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額1,000万円以上1,200万円未満)	×2.00	115,200円
第14段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満)	×2.05	118,000円
第15段階	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額1,500万円以上)	×2.10	120,900円

※基準額月額（第5段階）：4,800円

# 守谷市成年後見制度利用促進基本計画

## 計画の策定意義と位置付け

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、成年後見人等を立てることにより、財産管理や権利の保護等を行うための制度です。選任された成年後見人等が、本人に代わって生活に必要な契約を結んだり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、法律的な支援を提供します。

ひとり暮らし高齢者数や夫婦のみの高齢者世帯数の増加を背景に、財産管理や日常生活において支障をきたすおそれのある市民への権利擁護支援の必要性は、今後も増加していくと考えられます。そのため、地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要ですが、全国的に見ても、利用が必要と思われる人に、成年後見制度が十分につながっていない状況が続いている。

守谷市において成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり、その方の権利が守られる地域づくりを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、守谷市成年後見制度利用促進基本計画を中間見直しすることとします。

## 本計画が目指す市の姿

認知症や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活が継続して過ごせるよう、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進します。

また、支援を必要とする方を社会全体で支え合いながら、ともに歩むことができるよう各種機関との連携及び支援体制の構築に取組みます。

## 基本目標と今後の取組



### 基本目標1

#### 成年後見制度の周知と理解促進

- ・市民向けの成年後見制度の普及・啓発
- ・事業所等向けの成年後見制度の普及・啓発
- ・成年後見制度の利用が必要と思われる市民の早期把握・発見

### 基本目標2

#### 成年後見制度を円滑に利用できる体制整備

- ・本人・親族への申立て支援の実施
  - ・市長申立ての実施
  - ・低所得者等への助成支援の実施
  - ・身上監護の視点を重視した受任者調整の実施
- など

### 基本目標3

#### 地域連携ネットワークの構築と相談機能の強化

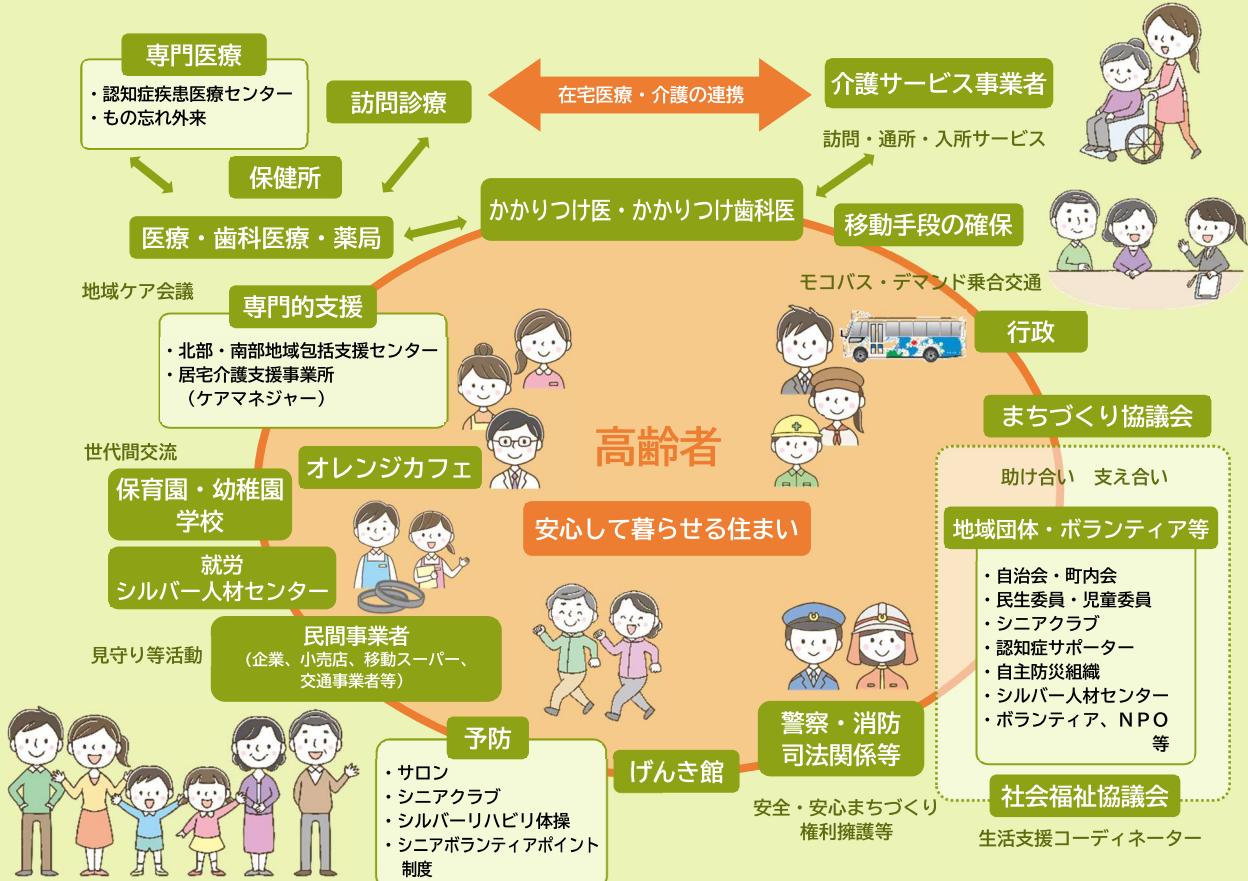
- ・地域連携ネットワークの整備
  - ・中核機関の活動促進
  - ・協議会の設置
  - ・後見人等の支援
- など

### 基本目標4

#### 制度の利用に際して、本人の意思が反映できる仕組みづくり

- ・任意後見制度の周知と利用促進
- ・私の未来ノート（エンディングノート）の活用
- ・遺言書作成等事前制度の啓発

## ■ 守谷市の地域包括ケアシステム（イメージ） ■



## 第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・ 守谷市成年後見制度利用促進基本計画



発行	令和6年3月
企画・編集	守谷市 健幸福祉部 介護福祉課・健幸長寿課
住所	〒302-0198茨城県守谷市大柏 950 番地の1
TEL	0297-45-1111（代表）
E-Mail	k.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp (介護福祉課) kenkou@city.moriya.ibaraki.jp (健幸長寿課)
URL	<a href="https://www.city.moriya.ibaraki.jp/">https://www.city.moriya.ibaraki.jp/</a>